

## 警 察 署 協 議 会 会 議 録

若松警察署協議会

開催年月日時	令和3年3月26日 午後4時00分 から 令和3年3月26日 午後5時45分 まで	
開催場所	若松警察署3階大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下10名
	警 察 署	署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長
議 事 概 要		
<p><b>【会長挨拶】</b>                  新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言は解除されたものの、予断を許さない状況にあることから、本日は感染防止に配慮した上で、警察署協議会を開催することとした。本日も若松警察署運営に関する活発な意見を願います。</p> <p><b>【署長挨拶】</b>                  昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で警察署協議会はもとより、社会全体の活動が停滞したが、本年はワクチン接種により感染拡大が抑えられ、従前の生活に戻ることを期待している。                  若松警察署は感染症対策を講じつつ、若松区の安全・安心のため尽力するので引き続き御支援・御指導を願います。</p> <p><b>【幹部による自己紹介】</b>                  今春の異動で着任した課長が自己紹介を行った。</p> <p><b>【報告事項】（署長）</b>                  1 令和2年中の若松警察署管内の安全・安心の確保について                  （1）刑法犯認知件数及び交通事故発生件数の推移                  ア 令和元年と比較すると刑法犯認知件数は微増したが、万引きの検挙件数の増加は顕著であった。                  しかし、平成時期と比較すると刑法犯認知件数は1／6となっており、長期的傾向として減少が見られる。                  重要凶悪事件の発生はなし。</p>		

議 事 概 要

イ 人身交通事故は前年比減少、平成時期と比較すると約半分に減少。

減少の要因として、地域住民による安全活動、路面表示等による道路構造の改良、交通指導取締り、サポカーの導入等が複合的に功を奏したと思われる。

国道199号及びその交差点における朝夕の通勤時間帯の発生が顕著であることから、減少傾向を維持するため、本年は重点を指向した交通指導取締りを行う。

(2) 福岡県警察の三大重点目標に係る現状と取組

ア 暴力団の壊滅

コロナウイルス感染症の影響のため、接触を伴う暴力団排除ローラー活動、暴力団追放キャンペーン等の開催は低調であった。

五代目工藤會関係箇所の警戒活動、パトロールを強化した結果、不法事案等の発生はみられなかった。

平成25年に発生した漁業組合長が殺害された事件について、犯人逮捕に至っていないものの警察本部等と連携し継続捜査中である。

また大型公共工事等の利権に暴力団が介入することがないように、北九州市との連携を図っている。

イ 飲酒運転の撲滅

昨年は飲酒運転による人身交通事故の発生なし。

飲酒運転の検挙状況から、早朝の二日酔い運転やアルコール依存傾向が疑われる高濃度アルコール保有者の違反が多く、違反者や家族にアルコール依存症の診療を促す等の再発防止対策を講じている。

ウ 性犯罪の根絶

性犯罪の発生は減少傾向である。

不審者、声かけ等の前兆事案から性犯罪に発展することのないよう、早期段階での抑止対策を徹底している。

(3) 福岡県警察の重点目標に係る現状と取組

ア 子供の安全を守るための対策の強化

刑法犯、特別法犯は減少、不良行為少年の補導件数は増加。

面前DV、児童への暴行等の児童虐待認知件数は増加。

今後とも児童相談所等関係機関と連携し、児童虐待の防止に努め、適切な措置を講じる。

イ ニセ電話詐欺等の予防・検挙

ウ サイバー犯罪等身近な犯罪の予防・検挙

エ 高齢者等の交通事故の抑止

オ テロの未然防止と災害対策の強化

カ 厳正な規律の保持と現場執行力の強化

2 前回協議会答申への対応

(1) 社会的弱者対策（高齢者・子供等）対策

ア 交通事故の防止

前回協議会の答申を受け、昨年はコロナウイルス感染症で開催が困難であ

議 事 概 要

った小・中学生対象の交通安全教室の開催を予定しており、全ての学校での開催を目指し連絡調整中である。

自転車保険については、福岡県警察HPでは既に広報中である。

今後、各交番で毎月発行している交番だよりに加入促進を呼びかける記事を掲載する予定である。

イ ニセ電話詐欺の抑止

ユーチューブ等への広告掲載については多額の広告費用を要することから継続検討させていただきたい。

若松警察署では、引き続き自治会等に配布する広報チラシ等にニセ電話詐欺への警戒を呼びかける記事を掲載し、各種キャンペーンやパトロール活動時の声かけによる注意喚起により高齢者への周知を図るとともに、銀行、郵便局等の金融機関、コンビニエンスストアに協力を依頼し、連携を強化している。

ウ 万引き対策

生活安全課が管内ショッピングセンターやコンビニエンスストアに万引き防止を呼びかける店内アナウンスの放送を依頼し、一部店舗で現在放送中である。

万引きを繰り返す者の中には、精神的な疾患が疑われるという研究結果もあり治療が必要である場合もあるようだが、現在の日本の司法では罪が免除されるとは限らないことから、検挙時はこの点も踏まえ適正に対応する。

エ 高齢者の徘徊対策

徘徊高齢者を早期に発見、保護できるよう北九州市が貸与しているGPS機器や現在地が特定できるキッズ携帯を御家族に紹介し、利用検討を依頼している。

～委員のみで約30分間議題について検討～

【質疑応答等】

- 委員から「前回の警察署協議会で、金銭的余裕があっても万引きを繰り返す理由がわからないと述べたが、精神疾患が一つの理由として挙げられることが理解できた。」旨の意見があり、他の委員から「アメリカでは病的な窃盗者をクレプトマニャックと総称しており、窃盗を繰り返すことは病気の一つであると多くの人認識している。」旨の意見があった。

また、委員から「レジ袋の有料化に伴い、マイバッグを持参する客が多くなっている。最近では、マイバッグに購入前の商品を入れ支払をせずに店外に出たり、商品を買物カゴに入れ、そのままレジを通らずにカゴを持ち出す「カゴダッシュ」という手口の万引きが多発しているというニュースを見た。犯行も多様化しており、引き続き警戒をお願いしたい。」旨の意見があった。

- 委員から「銀行では、一定期間の使用がない通帳について手数料を徴収することになっている。またATMから出金する場合、1日の限度額を超えて出金することができない。このような煩雑さを厭い、高齢者は預金をタンス預金に

議 事 概 要

移行し、それを狙った強盗事件が増加するのではないかと危惧している。」旨の意見があった。

- 委員から「非行少年の取扱件数は減少傾向であるという説明があったが、最近、若者に大麻が蔓延しているというニュースを目にする。犯行の特徴等をお尋ねしたい。」旨の質疑があり、署長から「現在、覚せい剤の検挙件数は右肩下がりであるが、大麻の検挙件数は右肩上がりの状況である。覚せい剤は多くの場合、暴力団の関与が疑われるが、大麻は、インターネットで栽培キットを簡単に購入でき、マンションの一室等で栽培した大麻を友人等に売り捌く等一般の市民でも手を染めやすいという特徴があり、暴力団と無関係の若者にも大麻が蔓延している。このことを念頭に取締りを強化している。」旨の回答があった。
- 委員から「サイバー犯罪とは何を指すのか。」旨の質疑があり、総務課長から「いわゆる情報技術を利用する犯罪をいい、具体的にはインターネット等を利用して脅迫する行為や、他人のIDやパスワードを取得する目的で偽サイトを開設するフィッシング行為等が挙げられる。最近、インターネットを見ていると、突然「ウイルスに感染しました」という偽の警告画面が現れ警告音が吹鳴し、画面に記載されたサポート窓口に電話を架けると、ウイルス駆除等の名目で代金の支払いを請求される「サポート詐欺」に係る相談が増加しているので注意していただきたい。」旨の回答があった。
- 委員から「昨年からのコロナ情勢で、高齢者は特に外出を自粛していたが、今回新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が解除されたことから、感染予防を講じたうえで、高齢者に対する出前型の交通安全教室や防犯教室の再開をお願いする。若松区は地域の連携が強く、かねてから独居高齢者世帯を自治会関係者や民生委員等が訪問し、安全確認や情報提供等を行ってきたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から現在は活動が困難で、高齢者はますます孤立する傾向にある。今後もこのような情勢が続くことを踏まえ、若松区では市民センターで高齢者向けのスマホ教室を開催するなど、情報伝達ツールの拡大を図っている。しかし、スマートフォンは便利な反面、危険性を含有していることを認識していただくため、受講者に対する防犯指導等をお願いしたい。」旨の意見があった。
- 委員から「母親のネグレクトで子どもが亡くなったニュースが最近世間を騒がせているが、児童虐待認知時の警察と児童相談所の連携についてお尋ねしたい。」旨の質疑があり、総務課長から「警察が児童虐待事案を認知した場合は、まずは児童の安全確認を最優先し、その結果、児童虐待が疑われる場合は児童相談所に確実に通告している。また即時に保護を要する場合は、警察が保護した上で、児童相談所に身柄付通告を行っている。児童虐待のおそれが認められなかった場合でも児童相談所へ情報提供を行っている。」旨の回答があり、委員から「今回のケースでは、児童相談所も事案を把握し、親族からも相談を受理していたようであるが、保護者と面接した結果、児童の一時保護には至らなかったようだ。児童相談所は、保護者や児童の同意なく、職権で児童を保護することができるが、一般的に児童は母親等保護者の管理下にあり、保護者を擁護する、迎合する傾向がある。今回のケースでは、今一步踏み込んだ対応ができ

様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）

議 事 概 要

なかったのか、反省材料が多く見られる。今後具体的な検証が行われると思うが、今回のケースを踏まえ、このような不幸な事件が二度と起こることのないよう児童相談所と連携し適切に対応していただきたい。」旨の意見があった。

～会長の任期満了に伴い委員互選により会長を選出

【署長総括】

児童虐待について、若松警察署では真摯に対応するとともに、北九州市と連携した取り組みを行っている。

若松警察署管内では、児童に甚大な被害が生じるような児童虐待事案は現在のところ発生していないが、このような事態の発生を未然に防ぐため、今後も連携を強化し、情報共有に努める。

本日の御意見を今後の業務運営の参考にさせていただき、適切な警察活動を推進する。

引き続き若松警察署運営及び警察活動への御理解と御協力をお願いします。

以 上